

「学校いじめ防止基本方針」

飯豊町立第二小学校

1 はじめに

「いじめはどの子供にも起こりうる，どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ，児童の尊厳を保持することを目的に，教育委員会，学校，地域住民，家庭，その他の機関及び関係者との連携のもと，いじめ問題の克服に向け，未然防止，早期発見，早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員による指導について

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点等について，校内研修会や職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- 児童に対して，全校集会や学級活動等で校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- 常日頃から，児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。（何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等）
- 1人1人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め，授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないようにする。
- 教職員の言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 児童に培う力とその取組み

① 児童に培う力

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度
- 児童が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力
(自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる。)
- ストレスに適切に対処できる力
(ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書等で発散したり，誰かに相談したりする等，ストレスに適切に対処できる力を育む。)
- 自己有用感，自己肯定感

② その取組み

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動等の推進。
- 1人1人を大切にしたいわかりやすい授業づくり
- 1人1人が活躍できる集団づくり（学級経営の充実）
- 自分の役割をきちんと果たすことで，他者の役に立っていると感じ取ることのできる場の確保
- 目標や目的を明確にし，主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の積み上げ
- 社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織（法22条；必置）と具体的な取組み

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，下記関係者からなる「いじめ

の防止等の対策のための組織」を置く。

- ◇ 校内職員 ; 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導部長, 教育相談担当, 養護教諭
- ◇ 校外関係者 ; 学校評議員代表, P T A代表, 人権擁護委員, 主任児童委員, 地区民生委員児童委員, 学校医, 町健康福祉課福祉室担当者, 町委嘱スクールカウンセラー, 町教育委員会指導主事

○ 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い, 下記の具体的取組みを行う。

- ◇ 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ii 学校の教育活動全体を通じ, 児童が活躍でき, 他者の役に立っていると感ずることのできる機会を全ての児童に提供し, 児童の自己有用感が高められるようにする。
- ◇ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録, 共有を行う。
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き, いじめの情報の迅速な共有, 関係児童への事実関係の聴取, 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(4) 児童の主体的な取組み

- 児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等, 児童自らがいじめの問題について主体的に考え, いじめの防止を訴えるような取組みを推進する。このような主体的な取組みを通し, 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チク)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや, ささいな嫌がらせや意地悪であっても, しつこく繰り返したり, みんなで行ったりすることは, 深刻な精神的危害になること等を学ぶ。
- 児童会がいじめの防止に取り組むことは推奨されることであるが, 熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」活動に陥ったり, 一部の役員や児童だけ等が行う活動に陥ったりすることなく, 教職員は, 全ての児童がその意義を理解し, 主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに, 教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(5) 家庭・地域との連携

- 学年・学級懇談会, 家庭訪問, 学校(学級)だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに, 地域や家庭に対して, いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- 学校, 家庭, 地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け, 地域と連携した対策を推進する。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり, 遊びやふざけあいを装って行われたりする等, 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し, 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め, 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに, 教職員相互が積極的に児童の情報交換, 情報共有を行い, いじめを積極的に認知するよう努める。
- 定期的な無記名式アンケート調査により, 短期におけるいじめの全体像を把握し

ながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。

- 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、連絡帳や個人ノート、生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用したりして交友関係や悩みを把握したりする。

(2) 相談窓口の組織体制

- 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ふれあい教室や保健室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談で得た児童の個人情報については、漏えい事故が起きないように適切に扱う。
- 児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- 児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」等と悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 地域や家庭との連携について

- より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確にかかわりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく長井警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに長井警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、その組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害児童への対応及びその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱

いやプライバシー等には十分に留意して以後の対応を行う。

- 家庭訪問や電話等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行い、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長等に主眼を置いた指導を行う。
- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、医師・警察官経験者等外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題やいじめの背景等にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報取り扱いやプライバシー等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- 教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について飯豊町教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたて同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体でも話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、

集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに長井警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 早期発見の観点から、学校の設置者や関係機関と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組みについても周知を図る。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28条①；必置）と調査の実施

- いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第3者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- ◇ 児童が自殺を図った場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品や財産等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合 等

＜組織の構成＞

- ※ 校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については飯豊町教育委員会の指示を仰ぐ）

- ◇ 弁護士 ◇ 精神科医 ◇ 学識経験者
- ◇ 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

- ※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く飯豊町教育委員会を通じて飯豊町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

- 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて飯豊町教育委員会、長井警察署、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決

支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- 「心のアンケート」及びQ-Uの実施，それを受けた「子どもと語る会」を通し，児童の心の声を拾い上げ，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応に努める。
- 担任，養護教諭，教育相談担当等の連携により，教育相談体制を機能させる。具体的な計画は「学校経営概要」による。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- 児童にとって実感の伴う活動ができるよう，どの活動においても価値付けを行い指導する。
- 指導方針の共有，組織的指導を常に意識して指導，支援にあたる。

7 校内研修

(1) いじめの理解，組織的な対応，指導記録の生かし方等に関する研修計画

- いじめに係る研修を年間計画に位置付け，学期に1度，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- 特に「特別の教科 道徳」の授業の充実，「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め，いじめの問題の未然防止に努める。

8 その他

(1) 地域や家庭との連携

- 学年・学級懇談会や学校だより等において，いじめに係る学校基本方針やその取組み，学校評価の結果等についてお知らせし，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(2) 校内におけるいじめの防止に対するPDCAサイクル

- いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき，常に組織的な対応による，いじめの問題の未然防止，早期発見・早期対応の取組みを徹底し，その都度取組み状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

(3) 社会参画活動，縦割り活動による自己有用感，自己肯定感の育成

- 地域行事やスポーツイベントへの積極的参加，縦割り班活動等による異年齢交流等を通し，児童の自己有用感・自己肯定感を育成し，いじめの問題の未然防止に努める。

(4) 校務の効率化

- 教職員が児童と向き合い，いじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするため，重点化・焦点化した教育課程を編制・実施するとともに，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整える等，校務の効率化を図る。